

長野工業高等専門学校内部監査規則

(趣旨)

第1条 この規則は、長野工業高等専門学校（以下「本校」という。）における内部監査（以下「監査」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(監査の目的)

第2条 監査は、本校の業務の適性且つ効率的な推進に資するとともに、業務運営の改善、向上を図ることを目的とする。

(監査員)

第3条 校長は、監査を実施するため、本校職員のうちから監査員を任命する。

2 監査員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(監査の対象及び種類)

第4条 監査は、業務及び会計について定期監査を行う。

(監査の方法)

第5条 監査は、書面、実地その他校長が必要と認める方法により行うものとする。

(監査通知)

第6条 校長は監査を実施するときは、必要事項をあらかじめ監査担当部門の責任者（以下「責任者」という。）に通知するものとする。

2 前項の監査通知に記載する事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 監査の項目
- 二 監査の方法
- 三 監査の対象箇所
- 四 監査の期間
- 五 監査員

(監査への協力)

第7条 前条の規定により通知をうけた責任者は、帳簿、証拠書類その他必要な書類等を整備し、監査の円滑な実施に協力しなければならない。

(監査結果報告)

第8条 監査員は、監査終了後速やかに監査結果報告書を作成し、校長に報告するものとする。

2 前項の監査結果報告書に記載する事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 監査結果の概要
- 二 是正又は改善を要する事項
- 三 その他必要と認める事項

(監査結果の措置)

第9条 監査結果報告書により改善を求められた事項について、責任者は、速やかに改善の措置又は方針を監査員に文書をもって回答しなければならない。

2 監査員は、前項の回答をとりまとめて校長に報告するものとする。

3 監査員は、第一項の改善等の措置の結果を確認するものとする。

(実施細目)

第10条 この規則の実施に必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年3月30日から施行し、平成16年4月1日から適用する。